平成２４年度第５回清須市農業委員会議事録

召集年月日　平成２４年８月２０日（月）　午後２時
召 集 場 所　清須市役所本庁舎３階 大会議室
開　　会　平成２４年８月２０日（月）　午後２時
出 席 委 員　１７名
２．大橋　浩　３．石田紀與　４．早川勝義　５．浅井尊弘
６．安田武雄　７．瀬尾久善　８．浅野佳伸　９．成瀬恒雄
１０．三宅正恭　１１．日下部錠一　１２．石黒鉱俊　１３．川崎良一
１４．小﨑　進　１５．小崎崇徳　１６．星野國雄　１８．星野　満
１９．櫻井紀彦

欠 席 委 員　２名
１．渡辺秋郷　１７．加藤頌茲

本会議に職務のために出席した者の氏名
事務局長　寺井秀樹
主　　事　島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

議 事 日 程　１．開会のことば
２．農地転用等について
３．その他

事　務　局　只今より平成２４年度第５回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会　　長　こんにちは。先日の水田の現地確認は、猛暑の中ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。
まだまだ、暑さがきびしい季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。
では、改めまして只今から、平成２４年度第５回清須市農業委員会を開催いたします。
本日の出席議員は１７名で、渡辺委員と加藤委員から欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。
次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、２番　大橋浩委員と１１番　石黒鉱俊委員にお願いしたいと思います。
ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　それでは、本日の議事日程（２）農地転用等についてへ進みます。
議案第７号　農地法第５条による許可申請について‥２件に入ります。
この議案について、事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　はい、会長。

議案第７号番号５５号について、説明させていただきます。

申請地は、清須市春日●●●●●●番●、●●番●、登記　田、現況　畑合計面積３０１㎡です。

申請地は、春日下之郷地区内の市街化調整区域内となります。

譲渡人　●●●●●・●●　譲受人　有限会社　●●●●●●●　代表取締役　●●●●　とした所有権移転による駐車場への農地転用であります。

譲受人は、現在、申請地の向かい側の場所にて、飲食店を経営しており、既存の借地を含めた駐車場では来客者の利用状態からして不足していること、また、隣接する土地にて、分家住宅が建築されるため、近隣に迷惑をかけるわけにはいかない、との理由により、新たに駐車場となる場所を捜していたところ、申請地の所有者と話がまとまったため今回の申請となりました。

申請のありました土地は、市街化調整区域ではありますが、住宅、店舗、事務所等が連たんしている区域内の農地であるため、農地法５条第２項第１号ロの１並びに施行令第２１条、第１３条による転用に関する立地基準から判断しますと、エー（ア）－ｂ－ａとなり、農地の区分は第３種農地になると判断できます。

また、許可基準についても、運用通知第２の１の（１）から判断すると「許可できる」となっているため農地法上、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。

続きまして、番号５８号について、説明させていただきます。

申請地は、清須市春日●●●●●●番、登記現況とも田、面積４８５㎡、申請地は、名古屋環状自動車道清洲東インターチェンジの北側に広がる市街化調整区域内の農地となっています。

賃借人　●●●●●●　●●●●●●　理事長　●●●●　賃貸人●●●●　とした申請地に隣接する、●●●●●●が所有、管理運営する●●●●●●●●●●●「●●●●」で不足する駐車場への農地転用となっています。

賃借人は、現在、申請地の北側で●●●●●●●●●●●「●●●●」運営しております。

運営前にも必要とする駐車台数を確保して転用したものの、実際に運用してきた際、不足が生じてきましたので、不足する分について新たに駐車場として転用するため、周辺農地で探していたところ申請地の所有者と話がまとまったため今回の申請となっています。

申請のありました土地は、農地法４条第２項第１号ロの２並びに施行令第２１条、第１３条による転用に関する立地基準から判断しますと住宅・店舗・事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね１０ｈａ未満であるため、オー（ア）－ｂとなり、農地の区分は２種農地になると判断できます。

また、許可基準についても、運用通知第２の１の（１）から判断しても農地法上､特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。
以上で説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

星野（満）委員　春日●●●の申請については、問題ありません。

櫻 井 委 員　春日●●●の申請についても、申請地の周辺も駐車場となっているため問題ありません。

会　　長　ありがとうございます。
この２つの案件につきまして、他にご意見等ございませんか。

【特になし】

会　　長　ありがとうございます。
この２つの案件につきまして、原案のとおり認めることでご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　では、この案件につきまして、原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、
議案第８号　農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）１件に入ります。
事務局より説明を求めます。

事　務　局　はい、会長。
議案第８について、説明させていただきます。
本案件　番号２番は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用権設定となります。
利用権設定をする者は　清須市●●●●●●●番地　●●●●●様　利用権設定を受ける者は　名古屋市港区●●●●●●●●　●●●●●●●●●●●●●●●号　●●●●様　利用権設定をする農地は　清須市一場●●●●番地　登記、現況とも畑　６２０㎡で、権利の設定期間は平成２４年９月から平成２９年８月までの５年間となります。
この案件は、前月にもこの利用権設定を行いましたが、今年、４月に開始しました農地バンク制度を利用したもので、農地を借りたい、農地を貸したいとして登録し、清須市耕作放棄地対策協議会での耕作者及び貸借農

地として認定を経て、合意されたことに伴う申請であり、農地バンク制度における契約締結の第２号になります。
　なお、本件については、この農業委員会で承認をいただいた後は、告示行為を行い、効力発生という流れとなります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。
　この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。地元の委員さん何かありませんか。

三宅委員　問題ありません。

会　　長　他に何かご意見等ありませんか。
　なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしいですか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　ありがとうございます。
　では、この案件について原案のとおり当委員会として承認することといたします。
　続きまして、
　報告第１９号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・３件
　報告第２０号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・９件
　報告第２１号　農地改良届書について・・２件
　報告第２２号　農地法第１８条第６項の規定による届出・・２件
　報告第２３号　「人・農地プラン」の作成について
　報告第２４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の取下・・１件

　まず、農地法第４条第１項第７号の規定による届出を読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
　番号１２番　西枇杷島町●●●●●●番●、登記は田　現況は宅地、面積２９１㎡、転用目的は共同住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

大橋委員　問題ありません。

会　　長　続きまして、
　番号１３番　西田中●●●●番、登記は田　現況は田・畑、面積９０３㎡、転用目的は賃貸住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

浅野委員　水路の関係で問題がありましたが、周辺の方々と協議を行いましたので、

問題ありません。

会　　長　　続きまして、
　番号１４番　西枇杷島町●●●●●●番●●、登記は田、現況は露天駐車場、面積４０５㎡、こちらについては、始末書が添付されています。転用目的は露天駐車場です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

大 橋 委 員　　本日欠席している渡辺委員より、問題ありません、と聞いております。

会　　長　　以上の農地法第４条第１項第７号の件について、何か質問等ありませんか。

【特になし】

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
　続きまして、
　農地法第５条第１項第６号の規定による届出を読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
　番号５０番　大島●●●●番●●、登記 現況は畑、面積は３２１㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

三 宅 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号５１番　土田●●●●●番●●、登記 現況は畑、面積１１１㎡、転用目的は分譲住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

石 黒 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号５２番　鍋片●●●●●番、登記 現況は畑、面積は１９２㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　こちらにつきましては、私の方で確認してきましたが、問題ありません。

会　　長　　番号５３番　阿原●●●●●番、登記は山林 現況は田、面積２２３㎡、転用目的は分譲住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

早 川 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号５４番　桃栄●●●●●番、登記は畑 現況は宅地、面積１１９㎡、

転用目的は一般個人住宅です。
　こちらにつきましては、始末書がついておりますが、これは手続きの関係でつけていただいたものであり、問題ありません。

会　　長　　番号５６番　土器野●●●●●番、登記 現況は畑、面積４７２㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　こちらにつきましても、周辺はすべて宅地であり、問題ありません。

会　　長　　番号５７番　清洲●●●●●●●番●、登記は畑、現況は雑種地、面積４２㎡、転用目的は露天駐車場です。
　こちらにつきましても、始末書が提出されておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

瀬 尾 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号５９番　助七●●●●●番●、●●番、●●番、登記はすべて田 現況はすべて雑種地、面積合計２９４㎡、転用目的は露天駐車場です。
　こちらについては、始末書が提出されておりますが、この土地は、１０年以上前から既に駐車場となっていたことによるものであります。この案件については、問題ありません。

会　　長　　番号６０番　一場●●●●●番●、●●●番●、登記は共に田、現況は共に宅地、合計面積３１９㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

三 宅 委 員　　問題ありません。

会　　長　　以上の件について、何か質問等ありませんか。

【特になし】

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
　続きまして、
　報告第２１号　農地改良届出書についてに入ります。
　番号６番　春日●●●●●番●、●●番、共に地目 田から畑、面積は１６０㎡と２６８㎡です。
　続きまして、
　番号７番　清洲●●●●番●、地目 田から畑、面積は９２㎡です。
　この２件につきまして、地元の委員さんよろしいでしょうか。

櫻 井 委 員　　春日砂賀東については、問題ありません。

日下部委員　　清洲●●●については、両隣が宅地ですので、問題ありません。

会　　長　　ありがとうございます。
　他の委員さん質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございます。
　続いて、
　農地法１８条第６項の規定による届出・・２件
　順に読み上げますので、何かありましたらお願いします。
　番号６番　清洲●●●●●●番●、面積１０㎡
　番号７番　鍋片●●●番●、面積７６㎡

　共に合意解約となっています。
　以上の件について、何か質問等ありませんか。

日下部委員　　清洲上中畦については、現在、草栄えとなっていますので、事務局の方から、所有者の方へ草刈の通知を出していただければ、問題ありません。

事　務　局　　この件につきまして、既に所有者の方へ、草栄えの通知を出しております。

日下部委員　　ありがとうございます。

会　　長　　鍋片の件につきましては、問題ありません。

会　　長　　他に質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございます。
　続きまして、「人・農地プラン」の作成についてに入ります。これについて、事務局より説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
　報告第２３号「人・農地プラン」について、説明させていただきます。
　このプランは、地域、営農単位又は集落単位などで１０年先を見据えた場合、その地域で抱えている問題、また、今後発生しうる問題を想定し、解決していくために作成する計画のことをいいます。
　清須市において、農業従事者の高齢化、それに伴う後継者不足が現在の

問題となっています。また、１０年後の農業を見据えた場合でも、この二点は今以上に大きな問題となってくることが想定されます。
　そのため、清須市についてもこの問題を少しでも解消できるように計画を策定することとしました。
　このプランでは、認定農業者、法人、新規就農者等を中心に地域の経営体（農業者従事者）としてプランを作成し、農地を集積し、農業効率を向上させることを目的としています。
　本市については、この４月から事業展開をしています、農地バンク制度によりこの地域では珍しい現象として、新規就農を希望する方の登録があり、先ほど議案第８号でも審議をいただきました利用権設定は、この農地バンク制度を活用し、新規に就農する２例目です。
　新規就農を希望される方や農業生産法人などが、このプランに位置づけられることにより、様々な支援施策を受けることが可能となります。具体的には、農地の利用集積の促進、研修期間中の支援、農業生産法人などによる実践的な支援がございます。
　今後、このプランの活用により、新規就農を希望される方が現れた際には、皆様のご協力をお願い申し上げます。
　以上です。

会　　長　　ありがとうございます。
　この件について、何かご質問等ございますか。

「特になし」

会　　長　　他に質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございます。
　続きまして、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の取下げについてに入ります。これについて、事務局より説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
　それでは、本報告について説明させていただきます。
　本報告は、平成２４年度第４回農業委員会において、[報告第１６号]農地法第５条第１項第６号の規定による届出で、報告させていただいた案件について、届出日が平成２４年６月１８日、受理番号が２４清須第５－３８番、申請地が清須市花水木●●●●●番●、地目は登記現況ともに畑、面積２１９㎡　譲受人　●●●●株式会社代表取締役　●●●　譲渡人　●●●●　転用目的は分譲住宅、という届出について、譲受人より届出受理の取消願いがありました。
　取消の理由としては、建築計画の中止となっています。現場確認をしま

したが、現況は農地のままであり建築がなされた形跡などもなく、問題はないかと思われますが、よろしくお願いいたします

以上です。

会　　長　ありがとうございます。

この件について、地元の委員さんよろしいでしょうか。

日下部委員　問題ありません。

会　　長　他に質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり。

会　　長　ありがとうございます。

それでは、（３）その他についてに移ります。事務局より何かありますか。

事　務　局　はい、会長。

事務局より、連絡事項として、まず、先月の農業委員会の時にご案内させていただいた生産緑地の斡旋についてですが、その後、皆さんの地元で購入を希望される方を見えましたか。お見えになれば、事務局まで連絡ください。

会　　長　農業委員の皆さん、いかがでしょうか。

「特になし」。

事　務　局　ありがとうございます。

事　務　局　続きまして、農産物品評会についてご説明します。今年も例年通り、１１月に農産物品評会を開催しますので、ご説明します。

それでは、机上に配布させていただいた「清須市農産物品評会開催要綱（案）」をご覧ください。今年度も例年通り、農産物品評会を開催いたします。

今年度の開催日としましては、１１月３日、４日の土曜・日曜日に開催します。場所は、新川体育館の２階競技場を予定しています。

スケジュールとしては、１１月３日（土）の午前１０時から午前１１時までに出品受付を行い、午後１時から審査となります。

翌日、１１月４日（日）の午前１０時から午後１時まで出品物の展示、及び表彰式を行います。午後２時から、出品物の販売を実施します。この日は、食育まつりもあわせて開催いたします。

出品物の種類及び１点の数量は、昨年と同じです。また参加資

格、審査、表彰も昨年と同じです。

この農産物品評会の開催に際し、農業委員の皆様にも出品受付・出品物の展示、品評会の管理、即売会などでご協力をいただきたく存じます。

集合時間は、１１月３日（土）、４日（日）とも午前９時３０分、解散時間としては、３日（土）が昼食をとっていただいた後、だいたい午後１時００分、４日（日）が午後２時００分からの即売会後のあと片付けが終わり次第、だいたい午後３時３０分を予定しております。

詳細につきましては、１０月の初旬に、文書を送付させていただきますので、お願い申し上げます。

以上ですが、何かご質問等ありますか。

「特になし」

会　　長　はい。ありがとうございました。

それでは、次回の開催について確認します。平成２４年９月２０日、木曜日、午後２時から、場所は、清須市役所本庁舎３階の大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

会　　長　以上で、平成２４年度第５回農業委員会を閉会します。

―終了時刻午後２時５０分―

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１２番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿